

令和7年11月12日
地 域 行 政 部
住 民 記 録 ・ 戸 籍 課

コンビニエンスストア等に設置の多機能端末機による証明書交付手数料の
一部減額に伴う世田谷区手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

令和8年の混雑期に向けた取組の一環として、くみん窓口・出張所の混雑緩和を図ることを目的に、令和8年2月から5月までの間、多機能端末機(コンビニエンスストア等に設置のマルチコピー機、区施設に設置のマイナンバーカード専用証明書自動交付機)による証明書交付手数料の一部を時限的に減額するため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和7年第4回定例会に提案する。

2 改正内容

附則第3項を次のように改める。

(多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置)

- 3 令和8年2月1日から同年5月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行予定日

令和8年2月1日

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区手数料条例 平成12年 3 月13日条例第 3 号 第 3 条 （略） 2 前項に規定する手数料は、閲覧については 1 回につき100円、印鑑登録証の交付については 1 件につき100円、謄本又は抄本の交付及び証明については 1 件につき300円（世田谷区印鑑条例（昭和50年 3 月世田谷区条例第 6 号）第19条の 2 に規定する多機能端末機による証明書等の交付の場合は、200円）とする。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の世田谷区手数料条例の規定は、平成12年 4 月 1 日以後に申請等を受理するものについて適用し、同日前までに申請等を受理したものについては、なお従前の例による。 （多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置） 3 <u>令和 8 年 2 月 1 日</u>から同年 5 月31日までの間における第 3 条第 2 項の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。 （中略） <u>附 則</u> <u>この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の125の12の項の改正規定は、公布の日から施行する。</u> 別表第 1 （第 2 条関係） （中略）	○世田谷区手数料条例 平成12年 3 月13日条例第 3 号 第 3 条 （略） 2 前項に規定する手数料は、閲覧については 1 回につき100円、印鑑登録証の交付については 1 件につき100円、謄本又は抄本の交付及び証明については 1 件につき300円（世田谷区印鑑条例（昭和50年 3 月世田谷区条例第 6 号）第19条の 2 に規定する多機能端末機による証明書等の交付の場合は、200円）とする。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の世田谷区手数料条例の規定は、平成12年 4 月 1 日以後に申請等を受理するものについて適用し、同日前までに申請等を受理したものについては、なお従前の例による。 （多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置） 3 <u>令和 7 年 2 月 1 日</u>から同年 5 月31日までの間における第 3 条第 2 項の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。 （中略）

改正後					改正前				
事務		名称等	額	徴収時期	事務		名称等	額	徴収時期
125の12	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の17第1項の規定に基づくマンションの管理に関する計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料	申請1件につき、1及び2に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 1 2以外の場合 (1)から(6)までに掲げる区分に応じ、次に掲げる額を合算した額 (1) 管理組合の運営の基準に係る事項 4,800円 (2) 管理規約の基準に係る事項 4,000円 (3) 管理組合の経理の基準に係る事項 4,600円 (4) 長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項	認定申請のとき。	125の12	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の7第1項の規定に基づくマンションの管理に関する計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料	申請1件につき、1及び2に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 1 2以外の場合 (1)から(6)までに掲げる区分に応じ、次に掲げる額を合算した額 (1) 管理組合の運営の基準に係る事項 4,800円 (2) 管理規約の基準に係る事項 4,000円 (3) 管理組合の経理の基準に係る事項 4,600円 (4) 長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項	認定申請のとき。

改正後						改正前					
				9,800円						9,800円	
				(5) その他の 基準に係る事 項						(5) その他の 基準に係る事 項	
				2,900円						2,900円	
				(6) (1)から (5)までに掲 げる事項以外 のもの						(6) (1)から (5)までに掲 げる事項以外 のもの	
				2,000円						2,000円	
				2 変更する長期 修繕計画の数が 2以上である場 合 (1)から (6)までに掲げ る区分に応じ、次 に掲げる額を合 算した額						2 変更する長期 修繕計画の数が 2以上である場 合 (1)から (6)までに掲げ る区分に応じ、次 に掲げる額を合 算した額	
				(1) 管理組合 の運営の基準 に係る事項						(1) 管理組合 の運営の基準 に係る事項	
				1(1)に掲げ る額に、1を超 える当該長期 修繕計画の数 に2,600円を乗 じて得た額を 加算した額						1(1)に掲げ る額に、1を超 える当該長期 修繕計画の数 に2,600円を乗 じて得た額を 加算した額	

改正後							改正前						
				(2) 管理規約の基準に係る事項 1(2) に掲げる額に、1 を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額 (3) 管理組合の経理の基準に係る事項 1(3) に掲げる額に、1 を超える当該長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額 (4) 長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項 1(4) に掲げる額に、1 を超える当該長期修繕計画の数							(2) 管理規約の基準に係る事項 1(2) に掲げる額に、1 を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額 (3) 管理組合の経理の基準に係る事項 1(3) に掲げる額に、1 を超える当該長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額 (4) 長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項 1(4) に掲げる額に、1 を超える当該長期修繕計画の数		

改正後						改正前					
				に5,200円を乗じて得た額を加算した額 (5) その他の基準に係る事項 1(5)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額 (6) (1)から(5)までに掲げる事項以外のもの 1(6)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額						に5,200円を乗じて得た額を加算した額 (5) その他の基準に係る事項 1(5)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額 (6) (1)から(5)までに掲げる事項以外のもの 1(6)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額	